

DON'T STOP !

声の主は女性の警察官。見上げるような巨体で、腰にはピストルがあった。戸惑っていると、「止まるなって言っとんよ。」と妻の声。足早に空港を出たが、妻は暫く喋らなかつた。見合いの時、「英語には少し自信がある」と私が言ったことが原因かもしれない。ロスアンゼルス空港での出来事。二人で初めての外国旅行だった。



(竹内)

年末調整のご案内

1. 必要書類

① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている人は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の人は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署から是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、ご注意ください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(給与のみなら収入が103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

<添付書類> ※すべて**本人が支払ったもののみ該当**

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った
家族分も控除できます。

※扶養の有無を問いません

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

(ア) 今年入社の人→前職の源泉徴収票

(イ) 住宅借入金等特別控除がある人(2年目以降)→

年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

2. 今年からの変更点

- ① 復興特別所得税を源泉徴収することとされ、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います。
- ② 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。
- ③ 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(坂田)

お知らせ

上場株式等の配当・譲渡所得等にかかる軽減税率[現行10%]の適用が廃止され、平成26年1月1日以降からは本則課税20%が適用されます。

上場株式をお持ちの方は、
ご注意ください。



2か所以上の事業所に勤務する者についての届出

健康保険・厚生年金保険では、被保険者が同時に複数（2か所以上）の適用事業所に勤務することになった場合は、各事業所の報酬の合算額で決定した標準報酬月額による保険料を各事業所の報酬の比率で按分して納付することとなります。

いずれか1つの事業所を選択して、管轄する年金事務所（または保険者）に届出を行うこととなりますので、従業員の方に周知をお願いします。

【届書・申請書名】健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

【添付書類】健康保険被保険者証 ※

【提出期限】複数の事業所に勤務したときから10日以内

【提出者】被保険者

※この届出に伴い被保険者証（健康保険証）の番号が変更になりますので、すでに協会けんぽに加入している場合は、被扶養者分を含めて被保険者証（健康保険証）の添付が必要です。

ご不明な点は当社労士法人までお問い合わせ下さい。

12月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

15日 勤労青年者旅客運賃割引証交付申請書(第2種)の提出<11月20日~翌年1月25日>(労働基準監督署)

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届



(松村)

12月の税務

- 給与所得の年末調整 調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画法)の第3期分の納付
納期限…12月中に市町村の条例で定める日
- 11月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(25年6月~11月分)の納付
納期限…12月10日
- 7月~12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…平成26年1月6日

- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…平成26年1月6日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…平成26年1月6日
- 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…平成26年1月6日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…平成26年1月6日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…平成26年1月6日

医療係

●●● 棚卸資産 ○●○

今年も残すところ1ヶ月を切りました。個人経営の方にとっては確定申告が近づいています。年末には1年に1度の「棚卸作業」があります。期末時点にいくつ棚卸資産があるかを数え、単価を掛け金額を計算していきます。では、病医院での棚卸資産とはどのようなものが当てはまるのでしょうか？

病院会計準則の「別表 勘定科目の説明」は、棚卸資産として、医薬品、診療材料、給食用材料および貯蔵品を例示しています。

棚卸にかかわる勘定科目の取り扱い

勘定科目	説明
医薬品	医薬品(投薬用薬品、注射用薬品、外用薬など)
診療材料	診療材料(カテーテル、縫合糸、酸素、レントゲンフィルムなど)
給食用材料	給食用材料(患者給食のために使用する食品)
貯蔵品	① 医療消耗器具備品(診療、検査、看護、給食など医療用の器械などのうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの) ② その他の消耗品および消耗器具備品

棚卸資産の評価方法は原則「最終仕入原価法(※)」によって評価をすることになります。

(※)最終仕入原価法とは、事業年度末に最も近い時点で取得したものの単価で、期末棚卸資産を評価する方法

会計制度

〇●〇 計算書類の注記について 〇●〇

会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。3回に分けて、「リースにより使用する固定資産に関する注記」についてご説明します。

今回は、用語の解説です。リース取引には、**ファイナンスリース取引**と、**オペレーティングリース取引**の2種類があります。両者の違いは、次の通りです。

①オペレーティングリース取引

リース期間終了後の残存価格を設定してリース料金を安く設定する、また、中途解約が可能である旨契約書に明記されている等、賃貸借色が強い取引です。

②ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引では、借手は自分で購入しないで、他者に購入してもらい、その購入してもらった物件を借りうけます。

本来であれば、借手がお金を用意して購入する必要があるのですが、ファイナンスリース取引であれば、お金を用意する必要はありません。つまり、借手はリース会社にお金を用立ててもらっているのと同じイメージになります。お金を借りているのと同義であることから、「ファイナンス」リースと呼ばれます。

今回は、ファイナンスリース取引と認定されるための2要件についてご説明します。

(渡邊)

リスマネ委員会

〇●〇 小規模企業共済制度について 〇●〇

この制度は、**独立行政法人中小企業基盤整備機構**が運営する制度で、小規模企業の個人事業主・共同経営者または会社等の役員が事業をやめたり、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定・事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておくもので、国によって作られた【**経営者のための退職金制度**】です。

加入対象者	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主および会社の役員 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
掛金月額	1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択
払込方法	「月払い」「半年払い」「年払い」より選択可能 *前納による割引金制度あり
共済金受取資格	受取事由により、納付月数が6ヶ月以上または12ヶ月以上
共済金受取方法	「一括」…退職所得扱い 「分割(10年・15年)」…公的年金等の雑所得扱い 「一括と分割の併用」…解約事由により選択不可の場合あり *解約事由や納付月数により受取金額は80%～120%となります
事業資金の借入	契約者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付が受けられます
税法上のメリット	全額が【小規模企業共済等掛金控除】として課税対象所得から控除

なお、詳細については、当事務所へお問い合わせ下さい。

(近藤)

建設係

〇●〇 建設業厚生年金基金 〇●〇

掛金23億円余りが不明になり問題となっている長野県建設業厚生年金基金。この基金、一体どのようなものなのでしょうか？

厚生年金基金とは、国の事業である厚生年金保険の一部（老齢厚生年金）を代行し、それに基金独自の上乗せ給付を行うことによって、加入員の老後生活の安定を図ることを目的として厚生労働大臣の認可を受けて設立された基金です。

厚生年金基金の給付は、「**基本部分**」と「**加算部分**」の2つの部分から構成されています。

- ① **基本部分** ⇒ 国の老齢厚生年金の報酬比例部分を代行が中心。*国より給付率が約1%高い
- ② **加算部分** ⇒ 基金独自に上乗せされる年金。(いわゆる3階建部分)

内容としては上記のようになりますが、今回の事件や昨年のA | J投資顧問による年金消失事件も含め、基金が自力で「基本部分」を国に返済できなければ厚生年金財政に穴が開きます。厚生年金から補填出来なければ、一体誰がその穴埋めをすることになるのでしょうか？

(天羽)

資産税係

○●○ 年末に贈与を受ける際の注意点 ○●○

今年も残り少なくなりました。住宅取得資金贈与非課税制度を適用するために、年末に資金を贈与しようとしている方への注意点です。

①贈与を受けた年の制度が適用されます。

一般住宅の場合、贈与を受けた年が、平成25年なら700万円+110万円まで非課税、平成26年なら500万円+110万円となります。

②平成26年3月15日までに住宅の引渡を受ける必要があります。

平成25年に贈与を受けて、その贈与資金を住宅の取得代金に充てた場合、非課税の適用を受けるには、原則として、平成26年3月15日までに住宅の引渡しを受け、かつその住宅に居住する必要があります。(一戸建ての注文住宅の場合には、3月15日までに上棟状態であることが証明されれば「新築」とみなしますが、マンションや建売住宅の取得は引渡し日が3月15日までです。)

贈与を受けて今から注文住宅を建てる方や、今から購入する物件を探す方は引渡時期に注意して下さい。

③住宅取得等資金贈与の非課税特例は「住宅取得のための資金」に限られます。

いったん金融機関から融資を受けて建築会社などに住宅取得資金の支払をし、その後父や母などから贈与を受けて借入金の返済に充てても「住宅取得のための資金」に該当しません。それは、借入金の返済資金でしかないからです。

同様に贈与者の資金繰りの関係でとりあえず本人が自己資金で立替えて建築会社などに住宅取得資金を支払い、後に贈与者から贈与を受けた資金で立替金に充当しても対象になりません。くれぐれもご注意ください。

特例制度は条件の1つでもアウトになると非課税とならず、多額の贈与税が課税されてしまいます。適用を検討されている方は特に注意して下さい。

(坂田)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

パルティに最適な液晶画面の高品質クリーニングワイパー

ノベルティワイパー



お客様の“困った！！”に貢献します。
洗浄から小型器製造まで。色々な商品を取り揃えています。

光ファイバをクリーニングするファイバワイパーと同一の極細繊維を使用している為、眼鏡や携帯電話、スマートフォンやタブレットの液晶画面のクリーニングに最適です。
名入れができるので販促品としてもぴったり！！
もちろんロゴマークや文字、イラスト等の印字も可能です。

お申込み、お問い合わせは・・・

NTT-ATクリエイティブ 株式会社

板野郡松茂町中喜来字福有開拓308-6

TEL: 088-699-7511

E-mail: atcr.eigyo@ntt-atcr.co.jp

http://www.ntt-atcr.co.jp

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556

FAX: 088-654-1181